

役員等報酬規程

第1条（目的及び定義等）

この規程は、社会福祉法人七五三会の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員等（理事、監事および評議員）の報酬について定めたものである。

第2条（役員等報酬の決定方法）

役員等の報酬は、評議員会で承認された報酬総額の範囲内において、評議員会で決定するものとし、その支給額にあたっては職務の内容等を勘案するものとする。

第3条（役員等報酬の体系）

役員等報酬は、報酬と手当で構成するものとする。報酬額は別表に定める額とする。

第4条（職員兼務役員等の取扱い）

役員等が職員を兼務しているときは、兼務の内容に応じて役員等報酬と職員給与に区分して支給する。

第5条（手当）

役員等に対しては、役員等報酬のほか、別に定める旅費規程により通勤手当及び出張手当を支給する。

第6条（報酬の見直し）

役員等の報酬については、定期昇給を行わない。ただし、再任にあたって職務内容の変更等を勘案して、報酬の見直しを行うことがある。

第7条（支給日）

役員等報酬は、毎月10日に支給する。但し、別表2、3については、当日現金手渡しにて支給する。

第8条（役員等賞与）

運営状況によっては、評議員会の承認を得て、役員等賞与を支給することがある。

第9条（役員等賞与の支給額）

役員等賞与の支給額は、各役員等の報酬額を基準として評議員会が決定する。

第10条（役員等賞与の支給日）

役員等賞与の支給日は、その都度定めるものとする。

第11条（公表）

この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

1. 常勤役員等の報酬

理事長	年額 2,400 万円までの範囲内
理事	年額 1,200 万円までの範囲内
理事会・評議員会への出席	10,000 円

2. 非常勤役員等の報酬

	日額
理事会・評議員会への出席	10,000 円
監事監査への出席	30,000 円
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	10,000 円

交通費相当を含む